



鳥取県公報

令和元年5月14日(火)
第9101号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の変更 (10) (職員支援課) 2
	年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (11) (〃) 3
	介護補償として支給する金額の一部改正 (12) (〃) 3
	鳥取県立県民文化会館の利用料金 (13) (文化政策課) 5
	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金 (14) (〃) 14
	鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金 (15) (〃) 24
	指定自立支援医療機関の指定 (16) (障がい福祉課) 36
	鳥取県土地収用関係手数料免除要綱の一部改正 (17) (県土総務課) 36
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出 (18) (西部総合事務所福祉保健局) 37
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (19) (〃) 37

告 示

鳥取県告示第10号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第2条第6項及び第8項の規定に基づき、年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように変更し、令和元年5月14日から適用する。

令和元年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の左欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年鳥取県告示第281号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正について。以下「平成30年告示」という。）による改正後の平成5年鳥取県告示第400号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について。以下「平成5年告示」という。）	3,930円	3,940円
平成30年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成30年告示による改正前の平成5年告示	3,920円	3,930円
平成29年鳥取県告示第309号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正について。以下「平成29年告示」という。）の規定によりなお従前の例によるものとされた平成29年告示による改正前の平成5年告示	3,930円	3,950円
平成28年鳥取県告示第286号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正について。以下「平成28年告示」という。）の規定によりなお従前の例によるものとされた平成28年告示による改正前の平成5年告示	3,930円	3,950円
平成27年鳥取県告示第290号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正について。以下「平成27年告示」という。）の規定によりなお従前の例によるものとされた平成27年告示による改正前の平成5年告示	3,950円	3,970円
平成25年鳥取県告示第319号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正について。以下「平成25年告示」という。）の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年告示による改正前の平成5年告示	3,950円	3,970円
平成24年鳥取県告示第306号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正について。以下「平成24年告示」という。）の規定によりなお従前の例によるものとされた平成24年告示による改正前の平成5年告示	3,940円	3,960円
平成23年鳥取県告示第297号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正について。以下「平成23年告示」という。）の規定によりなお従前の例によるものとされた平成23年告示による改正前の平成5年告示	4,030円	4,050円
平成22年鳥取県告示第266号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正について。以下「平成22年告示」という。）の規定によりなお従前の例によるものとされた平成22年告示による改正前の平成5年告示	4,060円	4,080円

平成21年鳥取県告示第300号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正について。以下「平成21年告示」という。）の規定によりなお従前の例によるものとされた平成21年告示による改正前の平成5年告示	4,090円	4,110円
--	--------	--------

鳥取県告示第11号

平成5年鳥取県告示第400号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正する。

令和元年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額	年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額
20歳未満	<u>4,900円</u>	<u>13,285円</u>	20歳未満	<u>4,748円</u>	<u>13,284円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,484円</u>	<u>13,285円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,377円</u>	<u>13,284円</u>
25歳以上30歳未満	<u>6,010円</u>	<u>14,249円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,967円</u>	<u>14,255円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,389円</u>	<u>17,285円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,304円</u>	<u>17,353円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,760円</u>	<u>19,052円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,673円</u>	<u>19,286円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,042円</u>	<u>21,399円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,926円</u>	<u>21,393円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,086円</u>	<u>23,304円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,020円</u>	<u>23,905円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,913円</u>	<u>25,232円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,812円</u>	<u>25,257円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,424円</u>	<u>24,797円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,313円</u>	<u>24,859円</u>
60歳以上65歳未満	<u>5,221円</u>	<u>19,769円</u>	60歳以上65歳未満	<u>5,142円</u>	<u>19,726円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,960円</u>	<u>14,997円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,940円</u>	<u>15,291円</u>
70歳以上	<u>3,960円</u>	<u>13,285円</u>	70歳以上	<u>3,940円</u>	<u>13,284円</u>

附 則

- 1 この告示は、令和元年5月14日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和元年5月14日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第12号

平成8年鳥取県告示第423号（介護補償として支給する金額について）の一部を次のように改正する。

令和元年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
介護を要する状態 の区分	介護を受けた日 の区分	金額	介護を要する状態 の区分	介護を受けた日 の区分	金額
常時介護を要する	<u>1</u>	<u>一の月に介</u>	常時介護を要する	<u>1</u>	<u>一の月に介</u>
		<u>その月における</u>			<u>その月における</u>

状態	<p>護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>165,150円</u> を超えるときは、<u>165,150円</u>)</p>	状態	<p>護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>105,290円</u> を超えるときは、<u>105,290円</u>)</p>
	<p>2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>70,790円</u> 以下であるときに限る。)</p>	<p>月額 <u>70,790円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)</p>		<p>2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>57,190円</u> 以下であるときに限る。)</p>	<p>月額 <u>57,190円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)</p>
随時介護を要する状態	<p>1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>82,580円</u> を超えるときは、<u>82,580円</u>)</p>	随時介護を要する状態	<p>1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>52,650円</u> を超えるときは、<u>52,650円</u>)</p>
	<p>2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護</p>	<p>月額 <u>35,400円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)</p>		<p>2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護</p>	<p>月額 <u>28,600円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)</p>

に要する費用として支出された額が <u>35,400円</u> 以下であるときに限る。)	に要する費用として支出された額が <u>28,600円</u> 以下であるときに限る。)
--	--

附 則

- 1 この告示は、令和元年5月14日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和元年5月14日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第13号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 梨花ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	1,000円以下	33,530円	67,060円	83,820円	167,650円
	1,001円以上3,000円以下	43,590円	87,180円	108,970円	217,950円
	3,001円以上5,000円以下	53,650円	107,300円	134,120円	268,250円
	5,001円以上	67,060円	134,120円	167,650円	335,310円
休日	1,000円以下	40,230円	80,470円	100,590円	201,180円
	1,001円以上3,000円以下	52,300円	104,610円	130,770円	261,540円
	3,001円以上5,000円以下	64,370円	128,750円	160,950円	321,900円
	5,001円以上	80,470円	160,950円	201,180円	402,370円

備考

- 1 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 4 1階席部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の5分の4の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

イ 小ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで

平日	1,000円以下	5,860円	11,720円	14,650円	29,310円
	1,001円以上3,000円以下	7,620円	15,240円	19,040円	38,100円
	3,001円以上5,000円以下	9,380円	18,760円	23,450円	46,900円
	5,001円以上	11,720円	23,450円	29,310円	58,620円
休日	1,000円以下	7,030円	14,070円	17,580円	35,170円
	1,001円以上3,000円以下	9,140円	18,280円	22,850円	45,730円
	3,001円以上5,000円以下	11,250円	22,500円	28,140円	56,280円
	5,001円以上	14,070円	28,140円	35,170円	70,350円

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

ウ 楽屋・楽屋事務室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで
梨花ホール	第1楽屋	390円	790円	980円	1,980円
	第2楽屋	320円	660円	830円	1,670円
	第3楽屋	490円	990円	1,250円	2,510円
	第4楽屋	540円	1,090円	1,350円	2,720円
	第5楽屋	1,230円	2,460円	3,080円	6,180円
	第6楽屋	790円	1,580円	1,980円	3,980円
	第7楽屋	490円	990円	1,250円	2,510円
	第8楽屋	450円	910円	1,150円	2,300円
	楽屋事務室	240円	490円	620円	1,250円
小ホール	第9楽屋	600円	1,210円	1,510円	3,030円
	第10楽屋	710円	1,410円	1,770円	3,550円

エ リハーサル室・練習室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間			全 日
	午前9時か ら正午まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時 から午後 10時まで	午後6時 から午後 8時まで	午後8時から 午後10時まで	午前9時から午 後10時まで
リハーサル室	4,830円	9,670円	12,100円	6,050円	6,050円	24,210円
第1練習室	560円	1,130円	1,400円	700円	700円	2,820円
第2練習室	680円	1,370円	1,720円	860円	860円	3,450円
第3練習室	1,110円	2,220円	2,770円	1,390円	1,390円	5,550円
第4練習室	1,500円	3,010円	3,770円	1,890円	1,890円	7,550円

オ フリースペース利用料

区 分	単 位	料 金
他施設に付随 (営利を目的としない場合)	1日50平方メートルにつき (最大250平方メートル)	100円
他施設に付随 (営利を目的とする場合)	1日50平方メートルにつき (最大250平方メートル)	500円
単独利用 (営利を目的としない場合のみ)	1日50平方メートルにつき (最大250平方メートル)	100円

備考

- 1 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

カ ギャラリー利用料

区 分	単 位	料 金
ホール以外他施設に付随 (営利を目的としない場合)	1日250平方メートルにつき	500円
ホール以外他施設に付随 (営利を目的とする場合)	1日250平方メートルにつき	2,500円
単独利用 (営利を目的としない場合のみ)	1日250平方メートルにつき	500円

備考

- 1 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

キ 展示室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
展示室	営利を目的としない場合	8,360円	11,150円	13,930円	27,880円
	営利を目的とする場合	16,720円	22,290円	27,880円	55,760円

備考

- 1 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

ク 会議室・会議準備室利用料

区 分	利用料（1時間につき）（非営利）	利用料（1時間につき）（営利）
第1会議室	4,590円	9,180円
第2会議室	2,120円	4,240円
第3会議室	2,400円	4,800円
第4会議室	1,050円	2,100円
第5会議室	520円	1,040円
第6会議室	480円	960円
第7会議室	310円	620円

第 8 会議室	260円	520円
会議準備室	130円	260円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 3 この表において「営利」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

ケ ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合の利用料

施設名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
梨花ホール	16,760円	33,530円	41,910円	83,820円
小ホール	2,930円	5,860円	7,320円	14,650円
展示室	4,180円	5,570円	6,960円	13,940円

コ 梨花ホール、小ホール、楽屋・楽屋事務室、練習室、リハーサル室及び展示室の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1時間につき）
午前8時から午前9時まで及び正午から午後1時まで	午前の利用料÷3×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午前0時から午前8時まで及び午後10時から午後12時まで	夜間の利用料÷4×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後10時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 1（1）ケの料金には、これを適用しない。

(2) 設備利用料

ア 梨花ホール

種 別	区 分	利 用 料	
	設 備 名		
舞台設備	大迫り	1基1回につき	2,400円
	小迫り	1基1回につき	1,150円
	音響反射板	1基1回につき	5,650円
	オーケストラピット	1基1回につき	6,180円
	紗幕（白・グレー・黒）	1枚1回につき	1,150円
	紅白幕（天竺幕）	1枚1回につき	1,030円
	浅葱幕（天竺幕）	1枚1回につき	1,150円
	舞台所作台	1セット1回につき	7,430円

	花道所作台	1セット1回につき	1,770円
	松竹羽目	1セット1回につき	2,610円
	毛せん(赤ネル地)	1枚1回につき	300円
	長座布団	1枚1回につき	200円
	平台	1枚1回につき	200円
	上敷ござ	1枚1回につき	300円
	金屏風	1双1回につき	1,560円
	銀屏風	1双1回につき	1,560円
	鳥の子屏風	1双1回につき	1,560円
	地かすり	1枚1回につき	1,560円
	鳥屋囲	1セット1回につき	1,030円
	バレエ用シート	1枚1回につき	930円
	雪かご	1台1回につき	300円
	開き足	1脚1回につき	100円
	演台(大)	1卓1回につき	620円
	演台(小)	1卓1回につき	410円
	演台(司会者用)	1卓1回につき	200円
	指揮者台(譜面台含)	1台1回につき	300円
	譜面台(楽団員用)	1台1回につき	100円
	仮設能舞台(梨花ホール仕様)	1セット1回につき	21,130円
楽器	ピアノ(スタインウェイ)	1台1回につき	10,480円
	ピアノ(ベーゼンドルファー)	1台1回につき	10,480円
	大太鼓(和太鼓)	1台1回につき	730円
	ティンパニー	1セット1回につき	3,080円
	マリンバ	1台1回につき	1,130円
	コンサートバスドラム	1台1回につき	550円
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	3,660円
	ステージスピーカー	1台1回につき	1,150円
	ハードディスクレコーディングシステム	1セット1回につき	1,030円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,030円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	DATデッキ	1台1回につき	830円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,150円
	ステージモニタースピーカー(アンプ内蔵型)	1台1回につき	1,350円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,030円
	一点吊りマイク装置	1セット1回につき	520円
	マイク(コンデンサ型)	1本1回につき	930円
	マイク(ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,150円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,250円
	マイクスタンド(床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(卓上型)	1本1回につき	200円
	ブームスタンド	1本1回につき	200円

	舞台袖簡易調整卓	1セット1回につき	1,250円
	ポータブルミキサー	1セット1回につき	1,250円
	エレベーターマイク	1本1回につき	930円
	MDレコーダー	1台1回につき	1,030円
照明設備	フットライト	1セット1回につき	830円
	花道フットライト	1セット1回につき	410円
	ロアーホリゾントライト	1セット1回につき	1,350円
	ボーダーライト	1列1回につき	1,150円
	サスペンションスポットライト	1列1回につき	830円
	中アッパーホリゾントライト	1セット1回につき	1,670円
	アッパーホリゾントライト	1セット1回につき	2,720円
	客席サスペンションスポットライト	1列1回につき	830円
	プロセニアムスポットライト	1列1回につき	1,030円
	ポータルタワースポットライト	1セット1回につき	1,030円
	トーメンタルスポットライト	1セット1回につき	300円
	トーメンタルタワーライト	1基1回につき	300円
	フロントサイドスポットライト	1列1回につき	830円
	第1シーリングスポットライト	1列1回につき	1,350円
	第2シーリングスポットライト	1列1回につき	1,350円
	クセノンピンスポットライト (2キロワット)	1台1回につき	2,080円
	ムービングライトフロント用	1台1回につき	1,560円
	ムービングライトシーリング用	1台1回につき	1,150円
	音響反射板ライト	1セット1回につき	2,610円
	コンダクタースポットライト	1台1回につき	300円
	クセノンピンスポットライト (3キロワット)	1台1回につき	2,610円
	調光操作卓	1セット1回につき	3,660円
	サブ調光操作装置	1セット1回につき	1,030円
	移動用効果 器具・効果用 照明器具	スポットライト (500ワット)	1台1回につき
スポットライト (1キロワット)		1台1回につき	300円
LEDスポットライト		1台1回につき	300円
エフェクトスポットライト (1キロワット)		1台1回につき	410円
エフェクトスポットライト (2キロワット)		1台1回につき	730円
ミラーボール (φ450, 600)		1台1回につき	830円
マルチストロボ (300ワット)		1台1回につき	930円
スモークマシン		1台1回につき	930円
コンセプトマシン		1台1回につき	930円
ドライアイスマシン		1台1回につき	930円
ファイヤーマシン		1台1回につき	930円
オーロラマシン		1台1回につき	930円
波エフェクト		1台1回につき	930円
レインボウマシン		1台1回につき	930円
カラーフェーダー		1台1回につき	300円
ストリップライト (100ワット、12灯、2回路)		1台1回につき	300円
ストリップライト (100ワット、4灯、2回路)		1台1回につき	200円

その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	入浴設備	1室1回につき	1,150円
	テレビ中継設備	1セット1回につき	9,750円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	映写機(35・16ミリ兼用)	1台1回につき	8,800円
	ハイビジョンビデオプロジェクター	1セット1回につき	6,270円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1セット1回につき	1,880円
	映像伝送システム	1セット1回につき	2,570円
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	920円
	DVDレコーダー	1台1回につき	1,030円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で梨花ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

区 分		利 用 料	
種 別	設 備 名		
舞台設備	平台	1枚1回につき	200円
	演台(大)	1卓1回につき	620円
	演台(小)	1卓1回につき	410円
	演台(司会者用)	1卓1回につき	200円
	指揮者台(譜面台含)	1台1回につき	300円
	譜面台(楽団員用)	1台1回につき	100円
	仮設能舞台(小ホール仕様)	1セット1回につき	17,410円
楽器	ピアノ(スタインウェイ)	1台1回につき	10,480円
	ピアノ(ヤマハCFⅢ-S)	1台1回につき	5,450円
	エレクトーン(ヤマハEL-90)	1台1回につき	4,920円
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	2,720円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,030円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,150円
	ステージモニタースピーカー(アンプ内蔵型)	1台1回につき	1,350円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,030円
	マイク(コンデンサ型)	1本1回につき	930円
	マイク(ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,150円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,250円
	マイクスタンド(床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(卓上型)	1本1回につき	200円
	ブームスタンド	1本1回につき	200円
	舞台袖簡易調整卓	1セット1回につき	1,250円

	ポータブルミキサー	1セット1回につき	1,150円
	MDレコーダー	1台1回につき	1,030円
照明設備	ローアホリゾントライト	1セット1回につき	1,150円
	ボーダーライト	1列1回につき	830円
	サスペンションスポットライト	1列1回につき	410円
	アップアホリゾントライト	1セット1回につき	1,560円
	投光ギャラリースポットライト	1列1回につき	410円
	センターピンスポットライト	1台1回につき	1,150円
	調光操作装置	1セット1回につき	3,660円
	移動用効果 器具・効果用 照明器具	スポットライト (500ワット)	1台1回につき
スポットライト (1キロワット)		1台1回につき	300円
LEDスポットライト		1台1回につき	300円
エフェクトスポットライト (1キロワット)		1台1回につき	410円
エフェクトスポットライト (2キロワット)		1台1回につき	730円
ミラーボール (φ450, 600)		1台1回につき	830円
マルチストロボ (300ワット)		1台1回につき	930円
スモークマシン		1台1回につき	930円
コンセプトマシン		1台1回につき	930円
ドライアイスマシン		1台1回につき	930円
ファイヤーマシン		1台1回につき	930円
オーロラマシン		1台1回につき	930円
波エフェクト		1台1回につき	930円
レインボウマシン		1台1回につき	930円
カラーフェーダー	1台1回につき	300円	
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	入浴設備	1室1回につき	1,150円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	ビデオモニター	1台1回につき	410円
	ビデオデッキ	1台1回につき	410円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,880円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室

区 分		利 用 料	
施 設	設 備 名		
リハーサル室	ピアノ (ヤマハC7E)	1台1回につき	3,250円
	バレエ用シート	1枚1回につき	620円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,150円

	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,250円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
第1練習室	ピアノ (ヤマハG2E)	1台1回につき	1,560円
第2練習室	ピアノ (ヤマハC3E)	1台1回につき	1,670円
展示室	展示パネル	1台1回につき	200円
第1会議室	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,250円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	16ミリ映写機	1台1回につき	2,930円
	OHP	1台1回につき	930円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,880円
第2会議室	CLDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき	1,460円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,250円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
第3会議室	OHP	1台1回につき	930円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,250円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
第7会議室	CLDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	釜	1個1回につき	100円
その他	譜面台 (楽団員用)	1台1回につき	100円
	ビデオデッキ (VHS)	1台1回につき	410円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,880円
	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき	1,460円
	フリーパネル (営利を目的として利用する場合に限る。)	1枚1回につき	100円
	映像伝送システム	1台1回につき	2,570円
	MDレコーダー	1台1回につき	1,030円
	DVDレコーダー	1台1回につき	1,030円
	液晶ディスプレイ (42型)	1台1回につき	410円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,030円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合は、4時間ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。
- 3 この表において「営利を目的として利用する場合」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月29日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第14号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉未来中心の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 大ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	1,000円以下	25,140円	50,290円	62,860円	125,740円
	1,001円以上3,000円以下	32,680円	65,380円	81,730円	163,460円
	3,001円以上5,000円以下	40,230円	80,470円	100,590円	201,180円
	5,001円以上	50,290円	100,590円	125,740円	251,480円
休日	1,000円以下	30,170円	60,350円	75,440円	150,890円
	1,001円以上3,000円以下	39,230円	78,450円	98,070円	196,140円
	3,001円以上5,000円以下	48,280円	96,560円	120,710円	241,420円
	5,001円以上	60,350円	120,710円	150,890円	301,780円

備考

- 1 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 4 1階部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の3の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 5 大ホールを4月又は5月の金曜日を除く平日に利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の4の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 6 鳥取県内の利用者が、文化芸術活動目的に限り、大ホール利用日前の2月以内の日に大ホールの舞台上のみを練習利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の4分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

イ 小ホール利用料

(ア) (イ)以外の場合

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
平日	1,000円以下	5,030円	10,050円	12,560円	25,140円
	1,001円以上3,000円以下	6,530円	13,070円	16,340円	32,680円
	3,001円以上5,000円以下	8,040円	16,080円	20,110円	40,230円
	5,001円以上	10,050円	20,110円	25,140円	50,290円
休日	1,000円以下	6,020円	12,060円	15,080円	30,170円
	1,001円以上3,000円以下	7,830円	15,680円	19,600円	39,210円
	3,001円以上5,000円以下	9,640円	19,300円	24,140円	48,280円
	5,001円以上	12,060円	24,140円	30,170円	60,350円

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

(イ) 可動席を使用しない場合（平成31年3月31日までに申込みがあったものに限る。）

区 分	料金（1時間につき）
小ホール（平土間）	2,460円

備考

- 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

ウ ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合には、施設利用料を次のとおりとする。

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
大ホール	12,570円	25,140円	31,430円	62,870円
小ホール	2,510円	5,020円	6,280円	12,570円

エ 楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室及び練習室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 10 時まで	午前 9 時から午 後 10 時まで
第 1 楽屋	290円	600円	760円	1,530円
第 2 楽屋	280円	570円	730円	1,460円
第 3 楽屋	270円	550円	680円	1,380円
第 4 楽屋	550円	1,110円	1,380円	2,770円
第 5 楽屋	590円	1,190円	1,500円	3,000円
第 6 楽屋	580円	1,170円	1,460円	2,930円
第 7 楽屋	860円	1,720円	2,160円	4,320円

第8楽屋	210円	430円	540円	1,090円
第9楽屋	560円	1,140円	1,430円	2,850円
第10楽屋	560円	1,140円	1,430円	2,850円
楽屋事務室	210円	430円	540円	1,090円
スタッフルーム	310円	630円	800円	1,600円
リハーサル室	2,060円	4,130円	5,160円	10,330円
第1練習室	630円	1,280円	1,600円	3,210円
第2練習室	1,190円	2,390円	3,000円	6,000円

オ セミナールーム利用料

区 分		利用料（1時間につき）
セミナールーム1		1,270円
セミナールーム2		690円
セミナールーム3	全室	3,020円
	2分の1室（A）	1,510円
	2分の1室（B）	1,510円
セミナールーム4		570円
セミナールーム5		640円
セミナールーム6		570円
セミナールーム7		780円
セミナールーム8		870円
セミナールーム9	全室	740円
	8畳（A）	300円
	6畳（B）	220円
	6畳（C）	220円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

カ アトリウム利用料

区 分	利用料
アトリウム（1時間50平方メートルにつき）	100円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

キ 大ホール2階ホワイエ利用料

区 分	利用料（1時間につき）
ホワイエ	600円

備考

- 1 利用範囲は2階ホワイエのみとする。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、1時間当たりの利用料を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

ク 団体事務局サロン利用料

区 分	利用料
団体事務局サロン（1月1平方メートルにつき）	1,360円

備考

- 1 利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料には、電気、水道及び清掃に係る料金を含まないものとし、別途定額を徴収する。

ケ 物品の販売のために利用する場合の施設利用料

施 設		利用料（1時間につき）
小ホール（平土間）		4,920円
リハーサル室		3,290円
セミナールーム1		2,540円
セミナールーム2		1,380円
セミナールーム3	全室	6,040円
	2分の1室（A）	3,020円
	2分の1室（B）	3,020円
セミナールーム4		1,140円
セミナールーム5		1,280円
セミナールーム6		1,140円
セミナールーム7		1,560円
セミナールーム8		1,740円
セミナールーム9	全室	1,480円
	8畳（A）	600円
	6畳（B）	440円
	6畳（C）	440円
アトリウム（1時間50平方メートルにつき）		500円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 3 小ホール（平土間）については、平成31年3月31日までに申込みがあったものに限る。

コ 物品の販売に利用できる施設とその施設利用料（区分貸施設）

小ホール（平土間）	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	14,760円	29,520円	36,900円	73,800円

備考 午前に準備等のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

サ 大ホール（2階ホワイエの単独利用を除く。）、小ホール、楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室及び練習室の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1時間当たり）
午前8時から午前9時まで及び正午から午後	午前の利用料÷3×1.2（10円未満の端数は切り捨てるも

1時まで	のとする。)
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4×1.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午前0時から午前8時まで及び午後10時から午後12時まで	夜間の利用料÷4×1.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前(午前9時から正午まで)から引き続き午後(午後1時から午後5時まで)において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後(午後1時から午後5時まで)から引き続き夜間(午後6時から午後10時まで)において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 1(1)ウの料金には、これを適用しない。

(2) 設備利用料

ア 大ホール

種 別	区 分	
	設 備 名	利 用 料
舞 台 設 備	小せり	1基1回につき 1,150円
	音響反射板	1基1回につき 5,650円
	オーケストラピット	1基1回につき 6,180円
	紗幕(白、グレー、黒)	1枚1回につき 1,150円
	紅白幕(天竺幕)	1枚1回につき 1,030円
	浅葱幕(天竺幕)	1枚1回につき 1,150円
	舞台所作台	1セット1回につき 7,430円
	花道所作台(下手花道用)	1セット1回につき 1,770円
	松竹羽目	1セット1回につき 2,610円
	毛せん	1枚1回につき 300円
	長座布団	1枚1回につき 200円
	平台	1台1回につき 200円
	上敷ござ	1枚1回につき 300円
	金屏風	1双1回につき 1,560円
	地かすり(グレー・黒)	1枚1回につき 1,560円
	鳥屋団(下手花道用)	1セット1回につき 1,030円
	バレエ用シート	1枚1回につき 930円
	雪かご	1台1回につき 300円
	開き足	1脚1回につき 100円
	演台(大)	1卓1回につき 620円
	演台(小)(司会台兼用)	1卓1回につき 410円
	指揮者台	1台1回につき 200円
	譜面台(指揮者用)	1台1回につき 100円
譜面台(楽団員用)	1台1回につき 100円	
楽 器	ピアノ(スタインウェイ)	1台1回につき 10,480円
	ピアノ(ベーゼンドルファー)	1台1回につき 10,480円
	バスドラム	1台1回につき 610円

	ティンパニー	1セット1回につき	3,080円
	マリンバ	1台1回につき	1,130円
照 明 設 備	ローアホリゾントライト	1セット1回につき	1,350円
	ボーダーライト	1列1回につき	1,150円
	サスペンションスポットライト (20キロワット)	1列1回につき	830円
	中アッパーホリゾントライト	1セット1回につき	1,670円
	アッパーホリゾントライト	1セット1回につき	2,720円
	客席サスペンションスポットライト (20キロワット)	1列1回につき	830円
	トーメンタルスポットライト	1セット1回につき	300円
	フロントサイドスポットライト	1列1回につき	830円
	第1シーリングスポットライト	1列1回につき	1,350円
	第2シーリングスポットライト	1列1回につき	1,350円
	天井反射板ライト (90灯)	1セット1回につき	2,610円
	コンダクタースポットライト	1台1回につき	300円
	クセノンピンスポットライト (3キロワット)	1台1回につき	2,610円
	調光操作卓	1セット1回につき	3,660円
	サブ調光操作卓	1セット1回につき	1,030円
	移 動 用 効 果 器 具・効 果 用 照 明 器 具	フットライト	1セット1回につき
花道フットライト		1セット1回につき	410円
スポットライト (500ワット)		1台1回につき	200円
スポットライト (1キロワット)		1台1回につき	300円
スポットライト (ソースフォー575ワット)		1台1回につき	300円
エフェクトスポットライト (1キロワット)		1台1回につき	410円
エフェクトスポットライト (2キロワット)		1台1回につき	730円
ミラーボール (240×400φ)		1台1回につき	570円
ミラーボール (600φ)		1台1回につき	830円
マルチストロボ (300ワット)		1台1回につき	930円
スモークマシン (ロスコ)		1台1回につき	930円
ドライアイスマシン		1台1回につき	930円
レインボーマシン		1台1回につき	930円
ファイアーエフェクトマシン		1台1回につき	930円
波エフェクトマシン	1台1回につき	930円	
スモークマシン (ディフュージョン)	1台1回につき	930円	
音 響 設 備 器 具	拡声装置	1セット1回につき	3,660円
	サブミキシングコンソール	1台1回につき	1,250円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	MDデッキ	1台1回につき	1,030円
	MD/CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,030円
	ソリッドステートレコーダー	1台1回につき	1,030円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,150円
	移動スピーカー	1台1回につき	1,150円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,030円

	三点吊りマイク (コンデンサ型)	1本1回につき	930円
	マイク (コンデンサ型)	1本1回につき	930円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,250円
	マイク (バウンダリー型)	1本1回につき	930円
	マイク (グースネック型・マイクスタンドを含む。)	1本1回につき	930円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	舞台袖簡易操作卓	1セット1回につき	1,250円
映像機器	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	6,270円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	スライドデッキ	1台1回につき	410円
	書画カメラ	1台1回につき	930円
	ビデオデッキ (S-VHS)	1台1回につき	410円
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	演奏者用イス	1脚1回につき	100円
	テレビ中継設備	1セット1回につき	9,750円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で大ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

種 別	区 分		利 用 料
	設 備 名		
舞台設備	音響反射板	1基1回につき	3,600円
	平台	1台1回につき	200円
	地かすり (黒)	1枚1回につき	1,560円
	バレエ用シート	1枚1回につき	930円
	開き足	1脚1回につき	100円
	演台 (大)	1卓1回につき	620円
	演台 (小) (司会台兼用)	1卓1回につき	410円
	指揮者台	1台1回につき	200円
	譜面台 (指揮者用)	1台1回につき	100円
	譜面台 (楽団員用)	1台1回につき	100円
	フォールディングステージ	1台1回につき	770円
楽器	ピアノ (ヤマハNEWCFⅢS)	1台1回につき	7,680円
照明設備	ローアーホリゾントライト	1セット1回につき	1,150円
	ボーダーライト	1列1回につき	830円
	サスペンションスポットライト (10キロワット)	1列1回につき	410円
	アップアホリゾントライト	1セット1回につき	1,560円

	客席サスペンションスポットライト (10キロワット)	1列1回につき	410円
	サイドギャラリースポットライト	1セット1回につき	410円
	天井反射板ライト (24灯)	1セット1回につき	680円
	クセノンピンスポットライト (1キロワット)	1台1回につき	1,560円
	調光操作卓	1セット1回につき	3,660円
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	2,720円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	MDデッキ	1台1回につき	1,030円
	MD/CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,030円
	ソリッドステートレコーダー	1台1回につき	1,030円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,150円
	移動スピーカー	1台1回につき	1,150円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,030円
	三点吊りマイク (コンデンサ型)	1本1回につき	930円
	マイク (コンデンサ型)	1本1回につき	930円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,250円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1本1回につき	200円
マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円	
	舞台袖簡易操作卓	1セット1回につき	1,250円
映像機器	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,880円
	映写機 (35・16ミリ兼用)	1台1回につき	8,800円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合 (平土間利用の場合) は、4時間ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム

区 分		利 用 料	
施 設	設 備 名		
リハーサル室	ピアノ (ヤマハC7L)	1台1回につき	1,440円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	MDデッキ	1台1回につき	1,030円

	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	920円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,000円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	バレエ用シート	1枚1回につき	620円
	拡声装置	1台1回につき	540円
練習室 1	ピアノ (ヤマハYU5)	1台1回につき	610円
練習室 2	ピアノ (ヤマハYU5)	1台1回につき	610円
セミナールーム 1	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	MDデッキ	1台1回につき	1,030円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	920円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,000円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	拡声装置	1台1回につき	540円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,880円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	書画カメラ	1台1回につき	930円
	ビデオデッキ (S-VHS)	1台1回につき	410円
セミナールーム 3	金屏風	1隻1回につき	1,560円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	MDデッキ	1台1回につき	1,030円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	920円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,000円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,880円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	書画カメラ	1台1回につき	930円
	ビデオデッキ (S-VHS)	1台1回につき	410円
	同時通訳設備	1セット1回につき	20,936円
	拡声装置	1台1回につき	540円
セミナールーム 7	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	MDデッキ	1台1回につき	1,030円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	920円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,000円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,880円

	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	拡声装置	1台1回につき	540円
	簡易ステージ	1台1回につき	510円
アトリウム	展示用パネル(営利を目的として利用する場合に限る。)	1枚1回につき	100円
その他	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	920円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,000円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1台1回につき	1,460円
	ポータブルミキサー	1台1回につき	1,250円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,880円
	OHP (映写台付)	1台1回につき	930円
	スライドプロジェクター	1台1回につき	1,030円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
	映像伝送システム	1セット1回につき	2,570円
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	920円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	エレクトーン (ヤマハEL900m)	1台1回につき	820円
	パイプオルガン (ヤマハPO-103P)	1台1回につき	820円
	ホワイトボード	1台1回につき	150円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	液晶ディスプレイ (50型)	1台1回につき	410円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合は、4時間ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で設備・備品を設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。
- 3 この表において「営利を目的として利用する場合」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

エ 大ホール2階ホワイエ

区 分			利 用 料
施 設	設 備 名	設置数	
大ホール2階ホワイエ	ビュッフェ設備	1	1回につき 1,600円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合には、4時間ごとに1回とする。
- 2 利用料には水道利用料を含むものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月29日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第15号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 多目的ホール利用料

(ア) 会議等に利用する場合

区分		午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
		午前9時から正午まで（3時間につき）	午後1時から午後5時まで（4時間につき）	午後6時から午後10時まで（4時間につき）	午前9時から午後10時まで（13時間につき）
		延長利用料	延長利用料	時間外利用料	時間外利用料
		正午から午後1時まで（1時間につき）	午後5時から午後6時まで（1時間につき）	午前5時から午前9時まで（1時間につき）	午前0時から午前5時まで及び午後10時から午後12時まで（1時間につき）
平日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	33,590円	67,180円	83,990円	167,980円
		11,190円	16,790円	13,430円	25,180円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	43,670円	87,340円	109,180円	218,370円
		14,550円	21,830円	17,460円	32,740円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	53,750円	107,500円	134,380円	268,770円
		17,910円	26,870円	21,490円	40,300円
入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	67,180円	134,380円	167,980円	335,970円	
	22,390円	33,590円	26,860円	50,380円	
休日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	40,300円	80,620円	100,780円	201,570円
		13,430円	20,140円	16,110円	30,220円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	52,400円	104,810円	131,010円	262,040円
17,460円		26,190円	20,950円	39,300円	

入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	64,500円	129,000円	161,250円	322,520円
	21,490円	32,240円	25,790円	48,370円
入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	80,620円	161,250円	201,570円	403,150円
	26,870円	40,300円	32,240円	60,460円

備考

- この表は、会議、講演、式典、集会、音楽、演劇、演芸、映画その他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 利用日前1月以内に利用の申込みがなされた場合にあつては、当該申込みのほか当該利用日における利用（ホワイエの単独利用を除く。）の申込み（仮申込みを含む。）がなされていないときに限り、この表に定める利用料（延長利用料を含み、客席を使用しない場合における冷暖房利用料を除く。）及び備考第8号の電気利用料（客席を使用しない場合における電気利用料を除く。）の額の2分の1に相当する額を徴収する。この場合において、当該利用料及び電気利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後10時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2日以上連続して利用する場合における午前0時から午前5時まで、午前5時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間の利用に係る時間外利用料は、多目的ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分		単位	金額
電気利用料	利用電力量を電力量計で測定した場合	1キロワット1時間につき	40円
	その他の場合	1キロワット1回につき	200円

注

- 利用電力量を電力量計で測定した場合において、電気を利用した時間が1時間未満であるとき、又は電気を利用した時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。
- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間

外利用時間が1時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

(イ) 見本市等に利用する場合

区分		単位	利用料	時間外利用料 午前0時から午前9時まで及び午後10時から午後12時まで	
平日に 利用す る場合	営利を目的とするとき。	1時間につき	27,870円	33,440円	
	営利を目的 としないとき。	入場料を徴収しないとき 及び入場料の最高額が 3,000円以下のとき。	1時間につき	13,930円	16,720円
		入場料の最高額が3,000円 を超えるとき。	1時間につき	20,930円	25,110円
休日に 利用す る場合	営利を目的とするとき。	1時間につき	33,530円	40,230円	
	営利を目的 としないとき。	入場料を徴収しないとき 及び入場料の最高額が 3,000円以下のとき。	1時間につき	16,760円	20,110円
		入場料の最高額が3,000円 を超えるとき。	1時間につき	25,140円	30,170円

備考

- この表は、見本市、展示会、品評会、展覧会、競技会、スポーツその他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 利用日前1月以内に利用の申込みがなされた場合にあっては、当該申込みのほか当該利用日における利用（ホワイエの単独利用を除く。）の申込み（仮申込みを含む。）がなされていないときに限り、この表に定める利用料（時間外利用料を含み、客席を利用しない場合における冷暖房利用料を除く。）及び備考第6号の電気利用料（客席を利用しない場合における電気利用料を除く。）の額の2分の1に相当する額を徴収する。この場合において、当該利用料及び電気利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2日以上連続して利用する場合における午前0時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間の利用に係る時間外利用料は、多目的ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分		単位	金額
電気利用料	利用電力量を電力量計で測定した場合	1キロワット1時間につき	40円
	その他の場合	1キロワット1回につき	200円

注

- 利用電力量を電力量計で測定した場合において、電気を利用した時間が1時間未満であるとき、又は電気を利用した時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- この表において「1回」とは、5時間までの利用をいい、5時間を超える利用のときは当該5

時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

7 冷房又は暖房を利用したときは、次に定める冷暖房利用料を徴収する。

区分		単位	金額
冷暖房利用料	冷房料	1時間につき	13,570円
	暖房料	1時間につき	12,130円

注 冷房若しくは暖房を利用した時間が1時間未満であるとき、又は冷房若しくは暖房を利用した時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

8 利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

イ 小ホール利用料

区分	午前の利用料 午前9時から正午まで（3時間につき）	午後の利用料 午後1時から午後5時まで（4時間につき）	夜間の利用料 午後6時から午後10時まで（4時間につき）	全日の利用料 午前9時から午後10時まで（13時間につき）	
	延長利用料 正午から午後1時まで（1時間につき）	延長利用料 午後5時から午後6時まで（1時間につき）	時間外利用料 午前5時から午前9時まで（1時間につき）	時間外利用料 午前0時から午前5時まで及び午後10時から午後12時まで（1時間につき）	
平日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	5,020円	10,050円	12,560円	25,140円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	1,670円	2,500円	2,000円	3,760円
		6,530円	13,070円	16,340円	32,680円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	2,170円	3,260円	2,600円	4,890円
		8,040円	16,080円	20,110円	40,230円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	2,670円	4,020円	3,200円	6,020円
10,050円		20,110円	25,140円	50,290円	
休日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	3,350円	5,020円	4,020円	7,530円
		6,020円	12,060円	15,080円	30,170円
	入場料の最高	7,830円	15,680円	19,600円	39,210円

額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	2,610円	3,910円	3,120円	5,870円
入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	9,640円	19,300円	24,140円	48,280円
	3,200円	4,820円	3,850円	7,240円
入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	12,060円	24,140円	30,170円	60,350円
	4,020円	6,020円	4,820円	9,050円

備考

- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれアの(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後10時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2日以上連続して利用する場合における午前0時から午前5時まで、午前5時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間の利用に係る時間外利用料は、小ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分	単位	金額
電気利用料	1キロワット1回につき	200円

注 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

ウ 楽屋等利用料

区分	午前の利用料 午前9時から正午まで（3時間につき）	午後の利用料 午後1時から午後5時まで（4時間につき）	夜間の利用料 午後6時から午後10時まで（4時間につき）	全日の利用料 午前9時から午後10時まで（13時間につき）
	延長利用料 正午から午後1時まで（1時間につき）	延長利用料 午後5時から午後6時まで（1時間につき）	時間外利用料 午前5時から午前9時まで（1時間につき）	時間外利用料 午前0時から午前5時まで及び午後10時から午後12時まで（1時間につき）
第1楽屋	270円	550円	680円	1,380円
	90円	130円	100円	200円
第2楽屋	290円	600円	760円	1,530円

	90円	140円	110円	220円
第3楽屋	600円	1,220円	1,530円	3,070円
	190円	290円	230円	450円
第4楽屋	1,110円	2,220円	2,770円	5,560円
	370円	550円	440円	830円
第5楽屋	270円	550円	680円	1,380円
	90円	130円	100円	200円
第6楽屋	240円	490円	610円	1,240円
	80円	120円	90円	180円
第7楽屋	390円	780円	980円	1,970円
	120円	190円	150円	280円
第8楽屋	520円	1,040円	1,310円	2,630円
	170円	250円	200円	390円
楽屋事務室	240円	490円	610円	1,240円
	80円	120円	90円	180円
リハーサル室	760円	1,520円	1,900円	3,800円
	240円	380円	290円	560円
多目的ホール ホワイエ(単独 利用の場合に 限る。)	8,390円	16,790円	20,990円	41,990円
	2,790円	4,190円	3,350円	6,290円

備考

- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれアの(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 午前(午前9時から正午まで)から引き続き午後(午後1時から午後5時まで)において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後(午後1時から午後5時まで)から引き続き夜間(午後6時から午後10時まで)において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2日以上連続して利用する場合における午前0時から午前5時まで、午前5時から午前9時まで、又は午後10時から午後12時まで間の利用に係る時間外利用料は、楽屋等を現に利用(準備等の作業のための利用を含む。)するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分	単位	金額
電気利用料	1キロワット1回につき	200円

注 この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後6時から午後10時まで)をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

エ 会議室等利用料

区分		午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
		午前9時から正午まで(3時間につき)	午後1時から午後5時まで(4時間につき)	午後6時から午後10時まで(4時間につき)	午前9時から午後10時まで(13時間につき)
		延長利用料	延長利用料	時間外利用料	時間外利用料
		正午から午後1時まで(1時間につき)	午後5時から午後6時まで(1時間につき)	午前5時から午前9時まで(1時間につき)	午前0時から午前5時まで及び午後10時から午後12時まで(1時間につき)
第1会議室		2,800円	3,740円	3,740円	10,280円
		930円	930円	1,080円	1,080円
第2会議室	全室利用	4,350円	5,800円	5,800円	15,950円
		1,450円	1,450円	1,660円	1,660円
	2分の1室利用	2,090円	2,790円	2,790円	7,670円
		690円	690円	800円	800円
第3会議室		4,190円	5,590円	5,590円	15,370円
		1,390円	1,390円	1,600円	1,600円
第4会議室	全室利用	4,350円	5,800円	5,800円	15,950円
		1,450円	1,450円	1,660円	1,660円
	2分の1室利用	2,090円	2,790円	2,790円	7,670円
		690円	690円	800円	800円
第5会議室	全室利用	4,350円	5,800円	5,800円	15,950円
		1,450円	1,450円	1,660円	1,660円
	2分の1室利用	2,090円	2,790円	2,790円	7,670円
		690円	690円	800円	800円
第6会議室		4,190円	5,590円	5,590円	15,370円
		1,390円	1,390円	1,600円	1,600円
第7会議室	全室利用	6,660円	8,880円	8,880円	24,420円
		2,220円	2,220円	2,550円	2,550円
	3分の2室利用	4,350円	5,800円	5,800円	15,950円
		1,450円	1,450円	1,660円	1,660円
	3分の1室利用	2,090円	2,790円	2,790円	7,670円
		690円	690円	800円	800円
第8会議室		6,660円	8,880円	8,880円	24,420円
		2,220円	2,220円	2,550円	2,550円
情報プラザ	全面利用	6,170円	8,220円	8,220円	22,610円
		2,050円	2,050円	2,460円	2,460円
	2分の1面利用	3,080円	4,110円	4,110円	11,300円
		1,020円	1,020円	1,230円	1,230円

備考

- 1 午前(午前9時から正午まで)から引き続き午後(午後1時から午後5時まで)において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後(午後1時から午後5時まで)から引き続き夜間(午後6時から午後10時まで)において利用する場合における午後5時から午

後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

- 2 2日以上連続して利用する場合における午前0時から午前5時まで、午前5時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間の利用に係る時間外利用料は、会議室等を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 3 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 4 会議室内に常設してあるホワイトボード1台・持込電気機器による電気利用料は無料とする。
- 5 利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

(2) 設備利用料

	区分	利用料
舞台設備	音響反射板	1基1回につき 5,650円
	紗幕（白・グレー・黒）	1枚1回につき 1,150円
	ジョーゼット幕	一式1回につき 2,300円
	大黒幕（小ホール仮設）	1枚1回につき 1,150円
	舞台所作台	一式1回につき 7,430円
	平台	1台1回につき 200円
	プログラムスタンド（T型・衝立型）	1台1回につき 200円
	金屏風	1枚1回につき 780円
	緋毛せん（赤ネル地）	1枚1回につき 300円
	長座布団	1枚1回につき 200円
	高座用座布団	1枚1回につき 100円
	地絨（長・短）	1枚1回につき 1,560円
	上敷ござ（長・中・短）	1枚1回につき 300円
	雪かご	1台1回につき 300円
	パレエ用シート	1枚1回につき 930円
	PA卓	1台1回につき 510円
	星球	一式1回につき 1,030円
	演台（大）	1台1回につき 620円
	演台（小）	1台1回につき 410円
	司会台（大）	1台1回につき 410円
	司会台（小）	1台1回につき 200円
	ポータブルステージ	1台1回につき 510円
	指揮者台	1台1回につき 100円
	譜面台（指揮者用）	1台1回につき 100円
	譜面台（楽団員用）	1台1回につき 100円
	チェロ台	1台1回につき 200円
	コントラバス用椅子	1脚1回につき 100円
国旗・県旗（パネル）	1枚1回につき 250円	
照明設備	ローアーホリゾンライト	一式1回につき 1,350円
	ボーダーライト	1列1回につき 1,150円
	サスペンションスポットライト（多目的ホール用）	1列1回につき 830円

	サスペンションスポットライト (小ホール用)	1列1回につき	410円
	フロントサイドスポットライト	一式1回につき	410円
	センターピンスポットライト	1台1回につき	1,150円
	中アッパースポットライト	1列1回につき	1,670円
	アッパーホリゾンライト	1列1回につき	2,720円
	客席サスペンションスポットライト	1列1回につき	830円
	プロセニアムスポットライト	1列1回につき	1,030円
	投光ギャラリースポットライト	一式1回につき	410円
	第1シーリングスポットライト	1列1回につき	1,350円
	第2シーリングスポットライト	1列1回につき	1,350円
	クセノンピンスポットライト2キロワット	1台1回につき	2,080円
	天井反射板ライト	一式1回につき	2,610円
	調光操作装置	一式1回につき	3,660円
	移動用調光卓	一式1回につき	1,030円
音響設備器具	拡声装置 (多目的ホール用)	一式1回につき	3,660円
	拡声装置	一式1回につき	2,720円
	簡易操作卓	1卓1回につき	1,250円
	移動型ミキサー	一式1回につき	2,400円
	8chミキサー	1台1回につき	1,250円
	6chミキサー	1台1回につき	1,030円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	MDデッキ	1台1回につき	1,030円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	CD・MDラジカセ	1台1回につき	1,030円
	DAT (デジタルオーディオテープデッキ)	1台1回につき	830円
	CDレコーダー	1台1回につき	1,030円
	ソリッドステートレコーダー	1台1回につき	1,030円
	ハードディスクレコーディングシステム	1台1回につき	1,030円
	ハネ返りスピーカー	1台1回につき	1,350円
	ハネ返りスピーカー (スタンド付)	1台1回につき	1,350円
	パワードスピーカー	1台1回につき	1,350円
	サイドスピーカー	1台1回につき	1,350円
	スピーカーセット (アンプ)	一式1回につき	1,850円
	三点吊りマイク装置	一式1回につき	1,030円
	マイク (コンデンサ型)	1本1回につき	930円
	マイク (バウンダリー型)	1本1回につき	930円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	730円
	マイク (リボン型)	1本1回につき	830円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,250円
	マイク (ワイヤレス・ヘッドセット型)	1本1回につき	1,250円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円

	マイク (演台用)	1 本 1 回につき	930円
	集音用マイク	1 本 1 回につき	930円
	32 c h マルチリール・ボックス	一式 1 回につき	820円
	16 c h マルチリール・ボックス	一式 1 回につき	410円
	8 c h マルチリール・ボックス	一式 1 回につき	200円
	ダイレクトボックス	1 台 1 回につき	410円
	同時通訳設備	一式 1 回につき	20,960円
	同時通訳無線受信機	1 台 1 回につき	150円
	会議運営進行ユニット	一式 1 回につき	5,140円
映像機器	液晶プロジェクター (大型)	1 台 1 回につき	10,280円
	液晶プロジェクター (リア型)	1 台 1 回につき	3,080円
	液晶プロジェクター (中型)	1 台 1 回につき	3,080円
	液晶プロジェクター (可搬型)	1 台 1 回につき	1,880円
	BD・DVDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
	書画カメラ	1 台 1 回につき	930円
	スライドTVコンバーター	1 台 1 回につき	410円
	16ミリTVコンバーター	1 台 1 回につき	410円
	16ミリ映写機 (可搬型)	1 台 1 回につき	2,930円
	スクリーン (W4500H4500)	1 画 1 回につき	510円
	OHP (可搬型)	1 台 1 回につき	930円
	貸出ワゴン (ビデオ、16面マルチビジョン)	一式 1 回につき	2,050円
	ミニDVカメラレコーダー	1 台 1 回につき	920円
	シームレススイッチャー	1 台 1 回につき	1,030円
	楽器類	ピアノ (スタインウェイ)	1 台 1 回につき
ピアノ (ヤマハCFⅢ-S)		1 台 1 回につき	5,450円
ピアノ (ヤマハS4)		1 台 1 回につき	2,050円
移動用効果用照明	スポットライト500ワット	1 台 1 回につき	200円
	スポットライト1キロワット	1 台 1 回につき	300円
	スポットライト1.5キロワット	1 台 1 回につき	410円
	E T C ソースフォー575W	1 台 1 回につき	300円
	1キロワットエフェクトスポットライト	1 台 1 回につき	410円
	ピンスポットライト (ハロゲン1キロワット)	1 台 1 回につき	1,150円
	ストリップライト100ワット、12灯用	1 台 1 回につき	300円
	ストリップライト100ワット、6灯用	1 台 1 回につき	200円
	波マシン	1 台 1 回につき	930円
	ファイヤーエフェクトマシン	1 台 1 回につき	930円
	オーロラマシン	1 台 1 回につき	930円
	ストロボスコープ	1 台 1 回につき	930円
	ミラーボール (φ600)	1 台 1 回につき	830円
	ミラーボール (φ300、φ240×400)	1 台 1 回につき	570円
	ドライアイスマシン	1 台 1 回につき	930円
	スモークマシン	1 台 1 回につき	930円
	その他	スクリーン (60インチ、可搬型)	1 画 1 回につき
OHP・映写機用スクリーン		1 台 1 回につき	410円

モバイルスクリーン	1台1回につき	410円
賞状盆	1台1回につき	100円
サインスタンド (A4横)	1台1回につき	100円
サインスタンド (A3横)	1台1回につき	100円
サインスタンド (有効面: W575H900)	1台1回につき	200円
ホワイトボード	1台1回につき	150円
PHS (館内専用)	1台1回につき	250円
インフォメーションカウンター	1台1回につき	1,020円
高所作業台	1台1回につき	1,020円
液晶テレビ (52型)	1台1回につき	410円
パネル (W900H1800) (営利を目的とする場合に限る。)	1枚1回につき	100円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	100円
会議用テーブル (大)	1脚1回につき	100円
会議用テーブル (中)	1脚1回につき	100円
ファクシミリ	1台1回につき	510円
入浴設備	1室1回につき	1,150円
アジャスターポール (2本1組)	1組1回につき	100円
情報プラザレールライト	1系統1回につき	410円
情報プラザ追加スポットライト	1台1回につき	100円
6chミキサー	1台1回につき	1,030円
星球	1式1回につき	1,030円

備考 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

(3) サービスプラン

名 称	申込期間	料 金	備 考
多目的ホール練習プラン	利用日の1月前から7日前	5,400円 (1区分3時間) 冷暖房料 5,400円 (1時間)	舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用はできない。
小ホール練習プラン	利用日の1月前から7日前	2,160円 (1区分3時間) 冷暖房料 2,160円 (1時間)	舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用はできない。
小ホールピアノセットプラン	利用日の1月前から7日前	5,400円 (1区分3時間)	舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。

		冷暖房料 2,160円（1時間）	備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用はできない。 スタインウェイピアノ利用料を含む。
テクニカルスタッフ増員サービス	利用日の3週間前まで	27,000円 （1名につき全日）	規定の技術職員数（多目的ホール4名、小ホール2名、国際会議室2名）を増員する。
国際会議室らく得パック	利用日の3週間前まで	30,850円から （1設営・撤収）	国際会議室のレイアウト設営及び撤去を内容とし、国際会議室備品集計表記載の備品のみ対応する。 開館時間外利用の場合は、料金の欄に定める額の10分の12の額とする。
情報プラザ レイアウトサービス	利用日の3週間前まで	6,480円から （1設営・撤収）	情報プラザのレイアウト設置及び撤収を内容とし、情報プラザ備品集計表記載の備品のみ対応する。 開館時間外利用の場合は、料金の欄に定める額の10分の12の額とする。（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
館内LAN配線サービス	利用日の3週間前まで	4,110円（1回線） 設定料 18,140円（1催事）	配線のみ。PC設置は行わない。
多目的ホールらく得展示パック	利用日の3週間前まで	51,420円（全面） 25,710円（半面）	舞台床面の養生シートの設営及び撤去、並びに床面の目張り及び撤去を内容とする。 小口のごみの処理料を含み、当該処理料は、ごみ袋10袋までの料金とする。 清掃料を含む。
看板作成サービス	利用日の1週間前まで	12,340円	小ホール用 横看板（6.0m×0.9m）1枚当たり
		6,170円	小ホール用 垂幕（3.5m×0.9m）1枚当たり
		5,140円	会議室用 横看板（4.0m×0.6m）1枚当たり
		3,080円	会議室用 垂幕（1.5m×0.45m）1枚当たり
		1,020円	会議室用 会場前看板（0.8

			m×0.45m) 1枚当たり
ゴミ処理サービス	当日	610円	ゴミ袋(45リットル) 1枚当たり
ピアノ調律サービス	利用日の3週間前まで	21,980円	一般(立会いは別途5,400円)
		16,970円	ピアノ発表会(立会いは別途5,400円)
		14,960円	リハーサル室用
大会運営用品貸出サービス	利用日の1週間前まで	700円	白布
		300円	ビニールクロス
		500円	胸章(大)
		400円	胸章(中)
		300円	胸章(小)
		2,000円	カタログスタンド
		2,000円	イーゼルスタンド
		18,000円	テーブルカット3人用
		1,500円	テーブルカット1人追加

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月29日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神一丁目1-10	ウェルネス薬局米原6丁目店	米子市米原六丁目6-6	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成31年5月1日

鳥取県告示第17号

鳥取県土地収用関係手数料免除要綱(平成12年鳥取県告示第452号)の一部を次のように改正する。

令和元年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県土地収用等関係手数料免除要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。)第3</p>	<p><u>鳥取県土地収用関係手数料免除要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。)第3</p>

<p>条の規定に基づき、土地の収用又は使用に関する事務に係る手数料の免除について定めるものである。</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第2条 知事は次の各号に掲げる手数料を、それぞれ当該各号に定める者に対して、免除することができる。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第273号に掲げる事務に係る手数料</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法令の規定により国の行政機関とみなされて土地収用法第125条第1項ただし書の規定が準用される事業団又は鳥取県住宅供給公社</p> <p>(2) 条例第2条第1項第274号から第277号までに掲げる事務に係る手数料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法令の規定により国の行政機関とみなされて土地収用法第125条第1項ただし書の規定が準用される事業団又は鳥取県住宅供給公社</p> <p>(3) 条例第2条第1項第281号の5及び第281号の6に掲げる事務に係る手数料</p> <p>ア 国又は鳥取県</p> <p>イ 法令の規定により国の行政機関とみなされて土地収用法第125条第1項ただし書の規定が準用される事業団又は鳥取県住宅供給公社</p>	<p>条の規定に基づき、土地の収用に関する事務に係る手数料の免除について定めるものである。</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第2条 知事は次の各号に掲げる手数料を、それぞれ当該各号に定める者に対して、免除することができる。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第273号に掲げる事務に係る手数料</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法令の規定により国の行政機関とみなされて土地収用法第125条ただし書の規定が準用される公団若しくは事業団又は鳥取県住宅供給公社</p> <p>(2) 条例第2条第1項第274号から第277号までに掲げる事務に係る手数料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法令の規定により国の行政機関とみなされて土地収用法第125条ただし書の規定が準用される公団若しくは事業団又は鳥取県住宅供給公社</p>
---	---

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

鳥取県告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月14日

鳥取県西部事務所長 藤 井 秀 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850-1	児童すこやかわれもこ	米子市河崎1414	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成31年4月30日

鳥取県告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月14日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部町福成3293	どんぐりH o u s e	日野郡日野町舟場 162-4	短期入所	令和元年5 月1日
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤八丁目9-23	はばたき	米子市上後藤八丁目 9-23	自立生活援助	”